

鎌ヶ谷市農地等利用最適化の推進施策に関する意見書

令和3年11月8日
鎌ヶ谷市農業委員会

鎌ヶ谷市農地等利用最適化の推進施策に関する意見書

時下、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より農業委員会の活動、運営に格別なるご理解、ご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

本市の農業は、都心から25km圏内という立地条件を活かした都市型農業として、果樹や野菜の生産を中心に発展してきました。

人口増加により市街化区域内の農地の宅地化が進む中で、平成27年に都市農業の安定的な継続と多様な機能の発揮を図り、良好な都市の環境を形成するため都市農業振興基本法が制定されたことを受け、平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画において、これまでの都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換されました。

平成29年には都市農地が持つ多様な機能への評価が高まってきていることや、農地を計画的に保全することにより都市環境の形成を図ることを目的として生産緑地法が一部改正されました。生産緑地の指定から30年が経過する前までに特定生産緑地に指定することでこれまでと同じ税制措置が10年間延長できることとなり、現在、本市でも更新手続きが進められているところです。

農業委員会では、優良な農地を保全し、農業が将来にわたって魅力ある職業として受け継がれていけるよう、一丸となって農地利用の最適化の推進に積極的に取り組んでいるところでございます。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、鎌ヶ谷市農地等利用最適化の推進施策に関する意見を提出いたしますので、特段のご配慮をお願いします。

令和3年11月8日

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美 様

鎌ヶ谷市農業委員会
会長 浅海 博行

1 農地等の利用の最適化の推進

(1) 遊休農地対策について

農業従事者の高齢化や後継者不足、土地持ち非農家の増加等による農地の耕作放棄・遊休化が問題となっております。

こうした農地を再生するためには、雑草等の除去の他、土壌改良等が必要となるため、相応の費用を要します。

農業振興地域のない本市では、国・県からの補助制度の対象とはならないため、農地の再生に取り組む農業者に対し、補助制度を設けていただくようお願いいたします。

(2) 担い手への農地集積・集約化について

農地の担い手等への集積・集約化や担い手の確保につきましては、地域における農地の状況や農業者の経営状況等多様な情報を収集し、農業委員、農地利用最適化推進委員だけではなく、市を含む各関係機関においても担い手への農地集積・集約化の実現に向け連携をとる必要があります。

そこで、担い手への利用集積をさらに推進するため、農業委員会、各関係機関及び農業者との間で情報を共有できる体制を確立するようお願いいたします。

(3) 「人・農地プラン」の実質化について

「人・農地プラン」については、令和元年度より実質化に取り組むこととされており、今後は法定化が予定されています。

担い手に対し実質化に連携する支援措置が多いことから、農地の状況や農業者の経営状況等多様な情報を地域の農業者、市、県、農業協同組合や農業委員会等の各関係機関が共有し、「人・農地プラン」の実質化に取り組み、担い手の育成や将来の担い手となる新規就農者の確保を図り、その担い手に農地を集積・集約化することで耕作放棄、遊休化を抑制し、優良な農地が保全できるようお願いいたします。

2 農業経営の安定化

(1) 農業者への支援について

農作物の価格の不安定、農業資材等の価格上昇に伴う生産コストの増加などによる農業所得の低迷で農業経営を取り巻く環境は非常に厳しいものとなって

います。

現在、市においては、農業経営に係る農業振興資金融資及び利子補給等の補助を実施していただいているところですが、今後、ますます高齢化が進み、担い手不足が想定されることから、農業者が将来にわたり安心して農業経営を継続・拡大するために、農業者の補助的役割や農作業の効率化を図る農業用機械設備等の導入経費の支援制度を設けていただくようお願いいたします。

(2) 農産物ブランド化の推進について

農産物のPRにつきましては、各農家へ幟等の配布をする他、キャラクターを活用したイベントへの参加などご尽力いただいております。

しかしながら、鎌ヶ谷市産農産物についての購入者の認識はまだ不足していると感じられます。

安心・安全・新鮮な鎌ヶ谷市産農産物について購入者の認知度を高めるためには、購入者と農業者が直接触れ合う機会を増やし、農業者を知ることで農産物への安心感につながり、信頼されるブランドと認識されることとなります。

ブランドが確立されることにより、農業者の安定した収入にもつながることから、農産物のブランド化へ向けたより一層のPR活動の推進をお願いいたします。

3 農地周辺住民の理解

(1) 農地周辺住民の理解等について

市では、果樹剪定枝等のリサイクル事業や農業用廃プラスチックの回収への支援など、営農環境の整備にご協力いただき感謝いたします。

しかし、優良な農作物等を得るためには、施肥、薬剤等の散布などを欠かすことができません。農薬等の散布に際しては早朝に実施するなど細心の注意を払い、極力周辺住民の皆さまにご負担をかけないようにしているところでございますが、皆無とすることができないのが実情であります。

そこで、農作業に関する農地周辺住民におけるご理解、ご協力等に関してご配慮いただくよう、市として働きかけをお願いいたします。